

○下記住宅団地の道路幅員の取り方にご注意ください。

河内長野市内にある下記の住宅団地では、建築確認申請における道路幅員の取り方を間違えやすくなっておりますので、ご注意をお願いいたします。

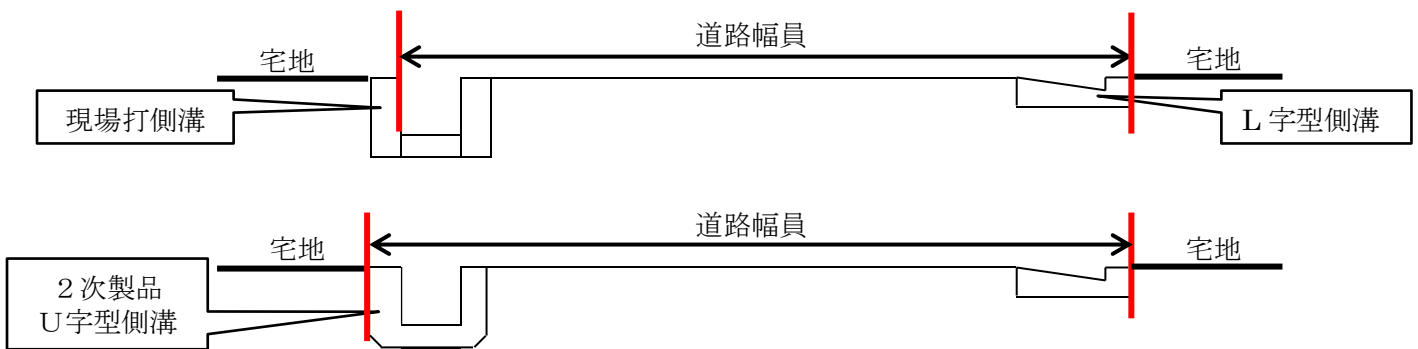
①千代田南町、千代田台町、赤峰台の建築基準法の道路幅員については、道路側溝の宅地側流水面の内側の位置までとなります。



※道路側溝部分は個人の土地ではありますが、市道認定の幅員は上記図（道路幅員）のとおりとなります。

建築基準法の道路幅員（42条1項1号）は、市道認定の幅員と同じになることから、上記図（道路幅員）のとおりとなります。

②楠ヶ丘の建築基準法の道路幅員については、現場打側溝の場合、宅地側流水面の内側の位置、L字型側溝又はU字型側溝の場合は構造物の宅地側の外側の位置までとなります。



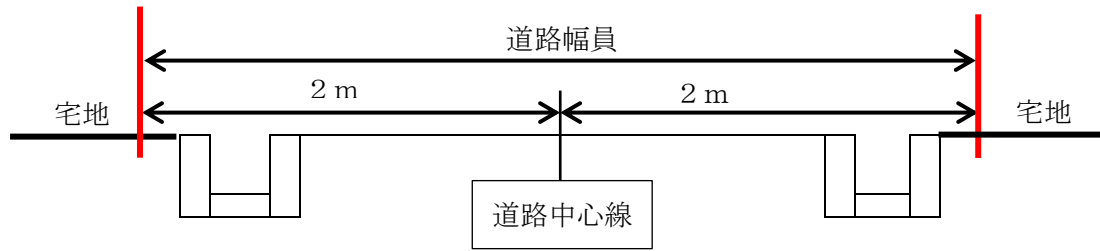
※道路側溝部分は個人の土地ではありますが、河内長野市道路課が表面管理を行っている道路幅員は上記図（道路幅員）のとおりとなります。

建築基準法の道路幅員（42条1項2号又は42条1項5項）は、河内長野市道路課が管理を行っている道路幅員と同じになることから、上記図（道路幅員）のとおりとなります。

※楠ヶ丘の道路側溝については、現場打、U字型、L字型が混在しています。

上記図はあくまで例示ですので、両方が現場打、U字型又はL字型、片側が現場打、もう一方がU字型又はL字型ということがありますが、どの場合でも上記図を参考に道路幅員を測量してください。

③錦ヶ丘住宅の建築基準法の道路幅員については、道路中心線から2 m後退部分までとなります。



※市道の道路台帳では道路側溝を含めても道路幅員が4 m未満となっていますが、建築基準法の道路台帳では4 2条1項1号（市道で4 m以上の道）となっています。

このため、上記図のとおり市道の道路中心から2 m後退した位置までを道路幅員とすることで、道路幅員を4 m以上確保し、建築基準法の道路（4 2条1項1号）となります。

